

【新旧対照表】和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例

	【新】	【旧】	変更箇所
条例名	和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例	和泉市子どもの育みに関する条例 ～輝く子どもを育む教育のまち和泉市～	条例名変更
前文	<p>和泉の子どもは、全てかけがえのない存在であり、和泉市の宝です。</p> <p>子どもが夢と希望を持ち、人の痛みが分かり、人を思いやる心を大切にするよう、私たちには、子ども一人ひとりの個性を認め、差別、いじめ、暴力、虐待などから子どもを守り、心身ともに健やかに育つ環境を整える責任があります。</p> <p>現在、我が国では、少子化による人口減少問題をはじめ、格差社会の広がりなど、子どもを取り巻く課題が山積する中、次代を担う子どもに、教育の機会均等を確保することがこれまで以上に求められています。</p> <p>このためには、学校教育に加え、家庭の子育て環境の充実、さらには、地域による支援活動の推進など、社会総がかりで子どもに関わる取組を行うことが必要であり、この取組の充実により、子どもが社会に大きく羽ばたき、和泉市の明るい未来への発展にもつながります。</p> <p>今こそ、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統や文化薫る郷土和泉を愛する心を持って、これまで先人たちが築いてきた礎をもとに、『豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育のまち和泉市』の実現をめざし、この条例を制定します。</p>	<p>和泉の子どもは、全てかけがえのない存在であり、和泉市の宝です。</p> <p>子どもが夢と希望に満ち、人の痛みが分かり、人を思いやる心を大切にするよう、私たちには、子ども一人ひとりの個性を認め、差別、いじめ、暴力、虐待などから子どもを守り、心身ともに健やかに育つ環境を整える責任があります。</p> <p>現在、我が国では、少子化による人口減少問題をはじめ、格差社会の広がりなど、子どもを取り巻く課題が山積する中、次代を担う子どもに、教育の機会均等を確保することがこれまで以上に求められています。</p> <p>このためには、学校教育に加え、家庭の子育て環境の充実、さらには、地域による支援活動の推進など、社会総がかりで子どもに関わる取組を行うことが必要であり、この取組の充実により、子どもが社会に大きく羽ばたき、和泉市の明るい未来への発展にもつながります。</p> <p>今こそ、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統や文化薫る郷土和泉を愛する心を持って、これまで先人たちが築いてきた礎をもとに、<u>豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育のまち和泉市</u>の実現をめざし、この条例を制定します。</p>	『 』追加
第2条	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。</p> <p>(2) 保護者 父母、未成年後見人その他の子どもを現に養育する者をいう。</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。</p> <p>(2) 保護者 父母、未成年後見人その他の子どもを現に養育する者をいう。</p>	

	<p>(3) 学校園 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所をいう。</p> <p>(4) 地域の団体等 本市の区域内で活動している社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、青少年教育団体（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第2項に規定する青少年教育団体をいう。）、町会・自治会、こども会その他これらに類する団体及び地域住民をいう。</p> <p>(5) 事業者 本市の区域内で事業活動を行う者又は団体をいう。</p>	<p>(3) 学校園 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所、<u>認定こども園</u>をいう。</p> <p>(4) 地域の団体等 本市の区域内で活動している社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、青少年教育団体（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第2項に規定する青少年教育団体をいう。）、町会・自治会、こども会その他これらに類する団体及び地域住民をいう。</p> <p>(5) 事業者 本市の区域内で事業活動を行う者又は団体をいう。</p>	<p>認定子ども園削除</p>
<p>第3条</p>	<p>輝く子どもを育む教育のまち和泉市の実現に当たり、基本理念は次のとおりとする。</p> <p>(1) 子どもが夢と希望を持って健やかに成長することを願い、子どもを温かく見守り、その人格を尊重することを基本とする。</p> <p>(2) 子どもの豊かな情操及び規範意識が育つための取組を推進することを基本とする。</p> <p>(3) 市長、教育委員会、学校園、保護者、地域の団体等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力し、子どもの健やかな成長を支援することを基本とする。</p>	<p>輝く子どもを育む教育のまち和泉市の実現に当たり、基本理念は次のとおりとする。</p> <p>(1) 子どもが夢と希望を持って健やかに成長することを願い、子どもを温かく見守り、その人格を尊重することを基本とする。</p> <p>(2) 子どもの豊かな情操及び規範意識が育つ<u>（育まれる）</u>ための取組を推進することを基本とする。</p> <p>(3) 市長、教育委員会、学校園、保護者、地域の団体等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力し、子どもの健やかな成長を支援することを基本とする。</p>	<p>（育まれる）削除</p>